

市川市監査委員告示第5号

令和4年度第1期財務監査及び行政監査
の結果に関する報告及び監査委員の意見
の公表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第
1項による財務監査及び同条第2項による行政監査の結
果に関する報告及び監査委員の意見について、同条第9
項及び第10項の規定により別紙のとおり公表します。

令和4年12月28日

市川市監査委員

菅原卓雄

同

白土英成

同

岩井清郎

同

荒木詩郎

令和4年度第1期財務監査及び行政監査結果報告

市川市監査基準に準拠して次のとおり監査を実施した。

1 監査の種類

- (1) 地方自治法第 199 条第 1 項による財務監査
- (2) 地方自治法第 199 条第 2 項による行政監査

2 監査の対象

- (1) 事務事業の範囲
令和 3 年度事務事業(必要に応じて令和 4 年度分及び過年度分も対象とした。)
- (2) 対象部署
 - ① 市民部
地域振興課、ボランティア・NPO 課、市民安全課、市民課、
総合市民相談課、国民年金課、大柏出張所、市川駅行政サービスセンター
 - ② 街づくり部
街づくり計画課、街づくり整備課、開発指導課、建築指導課、設計監理課
 - ③ 道路交通部
交通計画課、道路管理課、道路建設課、道路安全課
 - ④ 水と緑の部
下水道経営課、河川・下水道管理課、河川・下水道建設課、公園緑地課、
動植物園
 - ⑤ 消防局
消防総務課、企画管理課、指令課、予防課、警防課、救急課、
東消防署、西消防署、南消防署、北消防署
 - ⑥ 議会事務局
庶務課、議事課
 - ⑦ 農業委員会事務局

3 監査の着眼点

- (1) 財務監査
財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ正確に行われているかを主眼とし、最少の経費で最大の効果を挙げているかという観点も踏まえ監査を実施した。
- (2) 行政監査
事務の執行が経済性、効率性及び有効性の観点から行われているかを主眼とし、

事務の執行が、適正かつ正確に行われているか、市の組織及び運営が合理的であるかという観点も踏まえ監査を実施した。

4 監査の実施内容

(1) 実施期間

令和4年4月1日から同年12月27日まで

(2) 調査方法

関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員の説明を受け、また、必要により現地調査を実施した。

(3) 日程及び実施場所

① 事務局による予備監査

令和4年4月1日から同年10月27日までの期間、監査の対象部署の事務室等において実施した。

② 監査委員監査

令和4年11月9日に監査委員会議室において、予備監査の結果を基に実施した。

5 監査の結果

所管する事務事業は、以下の指摘事項及び指導事項を除き、適正に執行されているものと認められた。

※監査の結果における是正又は改善が必要な事項の区分

指摘事項：法令、条例、規則等に違反があると認められる事項等（軽微な誤りで、速やかに是正することができるものと認められるものを除く。）

指導事項：指摘事項又は意見とするまでには至らないが、改善を要すると認められる事項等

(1) 指摘事項

① 雑入（光熱水費使用料収入）について（水と緑の部 公園緑地課）

本件収入は、業者等が公園に設置した自動販売機について、公園全体の電気使用量及び当該自動販売機に係る電気使用量を基に按分率を算出し、公園全体の電気料にその按分率を乗じて得た額を当該自動販売機に係る電気料として業者等から徴収するものである。

常夜灯公園に業者が設置した自動販売機に関し、令和3年2月期分及び同年3月期分の業者からの納入額を調査したところ、本来であれば、令和3年2月及び同年3月の公園全体の電気使用量及び電気料を基に算定すべきところ、1年前の令和2年2月及び同年3月の公園全体の電気使用量及び電気料を基に

算定したため、誤った額で調定を行っていた。

また、本件収入については、市が電力会社に毎月支払っている公園全体の電気料を基に算定しており、所管課においては、市川市財務規則第 29 条第 1 項第 3 号に規定する「随時の収入で納入の通知を発するもの」に該当するものと捉えて調定を行っていた。同号によれば、「原因の発生したとき」に調定を行うこととなるが、調定の基となる公園全体の電気使用量及び電気料、当該自動販売機に係る電気使用量を把握したときから約 1 か月から 3 か月程度経過した日に調定を行った事案があり、「原因の発生したとき」に調定を行ったとは言えない状況であった。

以上のことから、調定額の誤りに関しては、同様の事案がないか他の調定についても改めて確認するとともに、算定誤りの予防策の仕組み及び算定結果を適切にチェックする組織体制を構築されたい。また、調定の時期に関しては、市川市財務規則第 29 条第 1 項の規定に基づき適切な時期に調定を行うとともに、事務マニュアルに徴収及び収納に関する各事務の処理時期を明記し、ルーティン化する等により、事務処理に遺漏がないよう必要な措置を講じられたい。

(2) 指導事項

区 分	件 数
歳 入	5
歳 出	2
財 産	0
補助金	18
契 約	1
公 金	16
文 書	7
その他	2
合 計	51

※市川市監査基準実施細則の規定に基づき、監査結果報告には性質別に区分した件数を記載。

6 監査委員の意見

今回の監査を踏まえ、地方自治法第 199 条第 10 項に基づき次のとおり意見を付記する。

(1) 自転車等駐車場（1 回使用）の適切な管理について（道路交通部 交通計画課）

本市では、駅周辺等の良好な環境を確保するとともに、自転車等の利用者の利便を図ることを目的として、市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則に基づき、市内 40 か所に自転車等駐車場（以下「駐輪場」という。）を設置し、定期使用、1 回使用といった使用方法ごとに使用料を徴収している。

そこで今回は、駐輪場の 1 回使用に際し、使用者の利便と公平に資する適切な管理が行われているかという点に着目して監査を行った。

まず、駐輪場の使用時間は、規則上、一部の駐輪場を除き、午前 0 時から午後 12 時までと定められており、24 時間いつでも使用可能である。

一方、使用料の徴収を含む駐輪場の管理は、機械式の駐輪場を除き、「自転車等駐車場管理業務委託契約」及び「自転車等駐車場使用料徴収事務委託契約」に基づき業務委託により行っており、この中では、駐輪場に配置される管理員の業務時間帯を、基本的に午前 6 時から午後 5 時までと定めていることから、規則で定める 24 時間の使用時間に対し、夕方から翌朝にかけての時間帯は管理員が不在となっている。

実際に、これら委託契約により管理員が配置されている駐輪場を 1 回使用する場合には、その場で管理員に 1 回分の使用料を納付する等により使用証の交付を受け、それを自転車等のハンドルに取り付けてから使用を開始する方式であることから、管理員が不在となる時間帯は、1 回使用の者は、使用料を納付できず駐輪場の使用を控えるか、使用料を納付せずに駐輪をせざるを得ない状況にある。

したがって、24 時間 1 回使用が可能とされている駐輪場である以上、管理員が不在となる時間帯であっても使用料を納付できる仕組みを整えておくべきであるが、現状では、上記のとおり使用を控えるか、使用料を納付せず駐輪するかを選択するしかない時間帯があり、もって駐輪場の使用者の利便と公平に資する適切な管理が行われているとは言い難い状況にあることから、機械式駐輪場への移行も視野に入れながら、条例の規定に即した適切な管理がなされる方策を検討されたい。

また、1 回使用に供される駐輪場に関しては、駅周辺の多くの駐輪場において朝の早い段階から満車となっている一方で、駐輪場内には 1 回分の使用料を納付したのみで期限を超過して駐輪している自転車等又は最初から使用料を納付せずに駐輪している自転車等（以下「不正駐輪車両」という。）が保管されている。

市は、これら不正駐輪車両の駐輪場での保管期間を約 2 か月間として運用していることから、この間、不正駐輪車両に駐輪場の一部が占有される状況が生じている。

このような状況も、駐輪場の使用者の利便と公平に資する適切な管理とは言い難いものであることから、1 回使用を希望する市民が 1 台でも多く使用ができるよう、駐輪場内での保管期間の短縮について検討を進められたい。

(2) 屋外広告物の許可について（道路交通部 道路管理課）

屋外広告物に対し許可等を行う事務は、千葉県屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づき、街の良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的に屋外広告物及び屋外広告業について必要な規制を行う事務であり、平成 12 年に千葉県から各市町村に権限移譲された。

屋外広告物を設置しようとする者は、千葉県屋外広告物条例及び同条例施行規則に基づき市町村に申請し許可を受けるとともに、市川市手数料条例に基づき手数料を納付する必要がある。

前回、令和 2 年度の監査では、「屋外広告物に係る事務の実施体制を強化し、適時、実態調査などの方法により、屋外広告物等の設置状況を把握するとともに、申請及び更新、並びに除却の手続をとっていない屋外広告物の設置者に対し適切な指導を行うなど、事務の適正な執行を図られたい。」との意見を付したことから、事務処理体制の現状について財務監査を行った。

その結果、許可の有効期間が満了する屋外広告物の設置者に対しては、有効期間満了前に更新が必要なことを知らせる通知を送付し、有効期間が切れている場合には電話催告を行うなど、更新や除却の手続についての指導に取り組んでいることが確認されたことから、引き続き改善策に努められたい。

しかしながら、未申請及び許可基準外の屋外広告物等の設置者に対しては、依然として有効な対策が取られていない状況も確認された。

このことは、千葉県屋外広告物条例の目的を達成できないばかりでなく、手数料の負担の公平性を損なうことから、看過できない。

全国の自治体においても、未申請及び許可基準外の屋外広告物など問題を抱えた物件が数多く存在し、現状の把握をどのように行っていくかも課題となっていてるところではあるが、これらの課題に対応するに当たっても、まずは事務処理体制を強化し、速やかに実態把握に着手することにより、事務の適正な執行を確保されたい。